

## 第192回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年4月28日（金）13:45～15:00

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

### 【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、  
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、  
松村 圭一

### 【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、清水 千弘、成田 礼子、宮川 幸三

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
経済産業省大臣官房調査統計グループ総合調整参事官（代理）、内閣府経済社会総合研  
究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官  
統計委員会担当室：萩野室長、植松次長  
統計品質管理推進室：上田参事官  
政策統括官（統計制度担当）：稲垣統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第173号「商業動態統計調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について
- （4）その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第192回統計委員会を開催いたします。

本日は、秋池委員が御欠席と伺っております。

昨今の情勢に鑑み会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、配布された議事次第のとおり、諮問について説明があります。本日はこのような議事にさせていただきたいと思っております。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたし

ます。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、早速議事に入ります。

諮問第173号、商業動態統計調査の変更についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明よろしくようお願いいたします。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** それでは、商業動態統計調査、経済産業省が実施します基幹統計調査の変更について諮問をさせていただきますので、資料1のシリーズに基づいて御説明をさせていただきます。

経済産業大臣から、資料1－3のとおり、調査計画の変更について申請がございました。この申請に対して、総務大臣が承認の適否を判断する際の手続、その一環として統計委員会に御意見を伺うものです。

商業動態統計調査の概要について、資料1－2にしたがって御説明をさせていただきますと思います。

スライドの1ページ目の「目的」に書いてありますとおり、商業動態統計調査は、我が国の商業活動の動向を明らかにする、代表的な調査と言えるのではないかと思います。「調査対象」に書いてあるとおりですが、卸売業と小売業を対象としており、4つの調査で構成されています。若干複雑ですが、まず、甲調査が、一定規模以上の卸売業の事業所を対象としている調査です。そして、丙調査と丁調査は、小売業の事業所もしくは企業を対象としており、それぞれ規模の大きいところを対象としています。それ以外の小規模な卸売事業所と小売事業所を抽出して乙調査の対象にするという設計になっています。

報告者数は、記載のとおりですが、御覧のとおり乙調査が一番数が多いという状況です。

スライド左下に書いてありますが、それぞれの調査票において、商品ごとの販売額や手持額などがメインの調査事項になるということです。後ほどまた御紹介しますが、小売業に関しては、こちらの調査事項によって、個人消費の動向を供給側から把握する代表的な指標になりますし、卸売業についても、流通段階の変動を明らかにするという指標につながるということになります。

それから、調査系統はスライド右側の真ん中辺りにありますが、民間事業者を介した郵送・オンライン調査方式で行われているものです。※で書いてありますが、家電大型専門店を対象とした丁2調査は、POSデータでも提出が可能という、非常に先進的な取組がされている調査です。

それから、公表の期日は御覧のとおりで、速報は調査の月の翌月の下旬というスケジュールです。

続いて、次のスライドをご覧ください。こちらは、利活用状況を大まかにまとめたものです。繰り返しとなりますが、上の方に書いてあるとおり、国や地方の景気判断の基礎資料となったり、あるいはスライドの下半分にありますが、QEやその他の指標の基礎データになっており、商業政策、流通政策、中小企業振興施策などに幅広く使われるというこ

とがお分かりいただけるかと思えます。

続いて、スライドの3ページ目を御覧いただけますでしょうか。

枠囲みのところにも書いてありますが、百貨店や総合スーパーを対象とした丙調査では、地方の百貨店が非常に減っているため、地方別の一部の統計表で秘匿処理が非常に多く発生しているという状況であり、利便性が非常に低下しているということです。そして、「ユーザーニーズを踏まえ」と書いてありますが、経済産業省で、国や地方に個別に照会し、かつ、一般の利用者に対してはパブリックコメントを実施した結果を踏まえ、相対的にニーズが下がっていると御判断をされました。利用されている一部の自治体もあるということですが、今後、二次利用で対応できるということでした。今回の変更は、スライドの下半分に掲げております東京特別区、そして政令指定都市別の統計表の作成を取りやめるという計画です。

以上が、今回の変更の概要ですが、この次の4ページ以降のスライドが、前回の答申のときに示された課題について掲げているものです。

まず、1つ目の課題として、「調査方法の変更に関する検証・検討」がございます。こちらは、「調査方法の変更」と書いていて、※が真ん中辺りにあると思いますが、甲調査・乙調査は、従前、実施していた調査員調査を廃止しまして、令和2年3月分の調査から、郵送・オンライン調査に変更したという経緯があり、そのときに指摘された課題です。この調査方法が郵送・オンライン調査に一本化されたということをもって、実査、そして調査結果への影響などについて検証をしてくださいたいというのがこちらの課題の概要です。

これについては、スライド下半分の「対応」というところに書いておりますが、実は不幸なことに、調査方法が変更された当時、偶然、新型コロナウイルス感染症が急拡大した時期に重なってしまって、回収率は一時的に低下しました。その後、その年の夏頃には、小規模な事業所も含めまして、従前程度まで回復をいたしまして、その後順調に回収率は推移しているということなので、当初心配された郵送・オンライン調査に切り替えたことによる悪影響は見られていないという話になります。

続いて、5ページ目のスライドを御覧ください。

2つ目に付された課題は、「調査対象の範囲の変更に関する検証・検討」です。こちらの課題が付された経緯を真ん中のあたりの※で書いております。「調査対象の範囲」というのは、前回諮問時に、数の上で多くを占めている乙調査の小規模事業所、こちらを裾切りするという計画の申請をされたのですが、当時の統計委員会の審議では、裾切りした後の推計方法が確立されていないということで、より慎重に検討する必要があるという結論を出されまして、裾切りが見送られたという経緯があります。

そうした経緯から、1つ目、もし調査対象から除外をするのであれば、その部分をどのように推計をするのか検証すること、そして2つ目、当時は従業者規模4人以下の事業所を除外する申請だったのですが、その除外する範囲を、従業者数以外の、例えば売上高というような指標で区切る可能性や、あるいは業種別に設定をするなど、幅広く検証した上で検討することが、課題として付されたということです。

こちらについては、スライド下半分の「対応」に書いておりますが、今回の申請では、

結論として、調査対象の範囲は従前どおりと、変更は計画されておりませんが、検証はしっかりされているということですので、その概要を申し上げます。まず、1つ目の丸ですが、経済産業省において、乙調査の対象から、仮に一律で従業者規模4人以下で裾切りをして、それを規模の近い5人から9人層、あるいは他の全部の層の増減率を使って推計するというようなシミュレーションをされたということですが、いずれを行っても、推計結果に大きな影響はなかったということです。ただし、2つ目の黒丸で書いてありますが、冒頭で御覧いただいたとおり、乙調査はかなりたくさんの方の事業所を対象とする調査で、対象事業所の約半数がこの従業者規模4人以下の層になり、もし、これを裾切りするという事になれば、かなり大胆な判断を要する大きな見直しになるということですので、これ以外にも、例えば、売上高を基準に除外したらどのようになるか、別の方法で推計したらどのようになるか、母集団の切替えの影響がどのようになるかというようなことを、多面的にしっかり検証した上で慎重に判断したいというような方針です。

次のページを御覧ください。

3つ目の課題として、「母集団情報の整備に向けた検討」がございます。スライドの枠組みにも書いてありますが、従前、この調査の母集団情報は商業統計調査でしたが、それが中止されたということ、そして、先ほど申し上げたとおり調査員調査をやめたということに伴って、新しい事業所というのはなかなか捕まえにくくなるというようなことで、3行目、4行目辺りになりますが、年次フレームを活用していきましょうというような検討課題として出されています。これについては、下半分の「対応」で書いておりますが、母集団情報としては、引き続き経済センサス - 活動調査を使いたいということです。それは、※に書いてありますが、産業細分類や売場面積やセルフサービス方式など、商業動態統計調査の調査対象を特定するのに必要な情報が揃っていないのが、今のところ経済センサス - 活動調査しかないということで、これを使うしかないということです。ただし、経済センサス - 活動調査は5年周期の調査ですので、経済センサス - 活動調査で母集団を更新した後は、事業所の異動状況が反映された最新の年次フレームを使うということです。年次フレームで、事業所の存否の状態はわかりますので、その情報を非常に有効に使って、効率的に調査を実施していきたいということです。

そして、最後のスライド7ページ目に移ります。

4つ目、「公表の早期化に向けた検討」が課題として付されました。スライド真ん中辺りの※にあります。従来、この調査は、調査員調査と郵送・オンライン調査が混ざった形で実施されており、調査員調査は、調査対象事業所から都道府県への調査票の提出期日が毎月10日で、その後、都道府県から経済産業省へ、毎月15日に提出されるというスケジュールを組んで調査事務を回しており、一方で、郵送・オンライン調査は毎月15日を提出期日としており、提出期日が10日と15日で混ざっていました。その後、調査方法を郵送・オンライン調査に一本化したということで、提出期日もシンプルに15日に一本化したという経緯があります。個別具体的な公表早期化のニーズがあったというよりも、調査票の提出期日を10日から15日に移したので、調査員調査から郵送・オンライン調査への切り替えがもし上手に実施できているのであれば、もう少し早く提出できるのではないかとというよう

な問題意識の下、このような課題が付されたということです。

これについては、下半分の「対応」に書いておりますが、経済産業省から調査対象事業所にヒアリングをされたということで、やはり事業所によっては、データを確定する日や、社内確認に一定の期間を要することを踏まえ、現状どおりの調査票の提出期日である15日を希望するという回答が多かったということです。かつ、報告者負担の軽減、そして結果精度の確保を踏まえて今の提出期日を維持するという方針ですが、引き続き郵送・オンラインでの提出状況、そして公表早期化のニーズを引き続き注視していきたいと考えているということです。

概要は以上ですが、大まかに繰り返しをするとすれば、今回変更する部分は、統計の利便性あるいはニーズが相対的に低くなっている集計表を落とすところだけですが、前回付されている課題への対応、そして各種の検証の状況というのが御審議いただくポイントではないかと思えます。

私からの説明は以上です。

**○椿委員長** 御説明ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については、同部会で審議いただくことといたします。

なお、同部会の構成員ですけれども、資料1-1にも記載されておりますけれども、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名することとされております。商業動態統計調査の審議では、資料1-1のとおり、同部会の構成員に宮川臨時委員を追加で指名いたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあればよろしくお願ひいたします。特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、私の方からコメントしたいと思います。

商業動態統計調査は、我が国における商業活動の動向を明らかにするもので、QEの基礎データとして用いられる大変重要な統計調査の1つと考えます。

また、本調査については、調査票の提出に代えて、先ほどありましたようにPOSデータによる提出を導入している点など、ビッグデータの利活用の先進的な事例とも考えられるところです。今回の申請では、地方における百貨店の減少やユーザーのニーズも踏まえて、一部の集計を取りやめるということが計画されたと、今説明を受けたところです。

また、今後の課題を受けて、調査方法や調査範囲の在り方などの中長期的な課題も含めて、幅広い検討が既になされているようです。部会におきましても、今回の変更点や課題の検討状況について、十分御審議いただければと思います。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただければと思います。どうもありがとうございます。

部会の審議状況です。サービス統計・企業統計部会での経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更に関する審議状況、これについて部会長の菅先生から御報告よろしくお願ひいたします。

**○菅委員** それでは、経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更に関する部会

での審議状況について御報告いたします。

本件につきましては、先月の委員会で諮問された後、1回目の部会を4月7日、2回目の部会を今週24日に開催し、今回の変更事項については一通りの審議を終えましたので、資料2に基づき御説明いたします。

なお、2回目の部会の審議状況については、現在整理中のため、本日は資料2には記載していませんが、私の方から口頭でその概要を説明させていただきます。

部会では、まず(1)変更の背景について確認を行いました。前回の令和元年基礎調査では、法人企業統計調査の母集団名簿との乖離を改善するため、法人番号公表サイトから法人情報を追加した名簿で実施した結果、事業所母集団データベースのカバレッジは拡大しましたが、基本的事項の把握は新規把握事業所のみとしたため、存続事業所に係る情報の更新が行われなかったという課題がありました。

これを踏まえ、総務省は、母集団データベースの有用性向上のため、基本的事項の更新範囲や頻度、本調査の実施の方向性について有識者を交えて検討を行い、複数事業所を持つ法人は、経済構造実態調査や照会業務等により毎年更新する。単独事業所法人及び雇用者のいる個人経営の事業所は、経済センサス-基礎調査により活動調査の中間年に一度更新する。本調査はオンライン・郵送調査により、活動調査の中間年に5年周期で実施することの方針をまとめ、今回、この方針に基づき調査計画の変更を行うこととしているものです。

部会では、こうした事業所母集団データベースの更新の方向性やその中における本調査の役割、変更の方向性については妥当であり、本調査を活動調査の中間年に一度、5年周期で実施する必要性についても認められるものと整理しました。

(2)調査の目的の変更については、今回の変更の背景を踏まえ、事業所及び企業の活動状況の把握から、基本的事項の把握を目的とする記載ぶりに変更するものです。これについては、調査事項として把握を予定している内容に対応したものであり、適当と整理しました。

なお、委員からは、「事業所母集団データベースの精度向上のためには、経済構造実態調査の回答率向上や、欠損のない回答を得るための努力を引き続きお願いしたい。」との御意見や、「より良いデータベースの整備には、事業所の移転や廃業の情報の管理が重要であり、民間事業者を活用して確認する際は、架電の回数などを仕様書に明記することなどにより、データベースの質の確保につながるようお願いしたい。」などの意見がありました。

次に、(3)調査対象の範囲及び報告者数の変更についてです。雇用者のいない個人経営の事業所については、今後は5年に一度の活動調査において更新することとし、本調査の調査対象から除外するものです。これについては、事業所母集団データベースの更新の方向性に基づくものであり、統計調査員等の負担軽減や費用対効果の観点から適当と整理しました。

また、本調査の調査対象名簿の整備については、行政記録情報や法人番号サイト情報等を活用し、調査実施直前までの情報を反映することとしており、適当と整理しました。

なお、個人経営の事業所について、雇用者の有無で区分することについては、労働保険

情報との整合性の観点から問題のないことを確認しております。

委員からは、「雇用者のいない個人経営の事業所の把握に関しては、将来的に税情報を活用して把握できるようになることが望ましい。」との御意見や、「副業やフリーランス等の多様な働き方が広まっている中で、経済構造の的確な把握の観点から、雇用者のいない個人経営の事業所の調査頻度を上げることについて、引き続き検討してほしい。」などの御意見がありました。

次に、(4) 調査方法の変更については、調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して、オンライン・郵送調査により実施するものです。これについては、今回の調査では既存事業所についても基本的事項を把握するため、オンライン・郵送調査に変更するものであり、統計調査員等の負担軽減等の観点から適当と整理しました。調査の実施に当たり、事前依頼はがきが不達となった場合は、調査事務を受託した民間事業者が電話やホームページで移転情報などを確認し、正しい送付先に調査票を送付する点も確認しました。

また、民間事業者については、全国一律の対応となるよう指導することを確認しました。

なお、委員からは、「大規模調査を行う場合、周知や情報提供が重要であり、ウェビナー等により回答者に対する直接的な支援を検討してほしい。」などの意見がありました。

次に、今週24日に開催された2回目の部会の審議状況について、口頭で簡単に御報告いたします。

(5) 調査事項の変更については、変更の方向性自体は了承されましたが、委員からは、事業所の活動状態に関する調査事項の削除に関して、「休業・廃業を確認するために残してもいいのではないか。」「休業中の事業所の把握方法については、今後研究を行った上で検討することも考えられるのではないか。」との意見がありました。これについては、答申案作成時に意見の取扱いを検討する予定です。

残りの(6)、(7)、(8)については、それぞれの変更内容について、適当と整理しました。

(7) の集計事項の変更に関しては、東京都及び大阪府から、県民経済計算に有効に活用できる見込みであることについて意見がありました。

2の前回答申時に示された今後の課題への対応状況についても適当と整理しましたが、委員からは、③の課題に対し、「今後、税情報の活用に向けて引き続き検討を重ねてほしい。」との御意見がありました。

次に、Ⅱの経済構造実態調査の変更については、調査対象に含まれない個人経営の企業及び事業所について、母集団情報を活用して全体を集計することにより、集計範囲を拡大し、その結果を調査実施翌々年の3月末までに公表する計画です。これについては、経済センサス-活動調査とのより一層のシームレス化を図るものであり、適当であると整理しています。

また、前回の承認時に指摘された「今後の課題」については、今後の対応について引き続き注視するものと整理しました。

次回の部会では、これまでの議論を踏まえて、答申案の方向性について審議し、答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

第1回、第2回の部会を通じて今回諮問された変更事項につきましては、おおむね了承されたということでした。事業所母集団データベースの一層の精度向上、報告内容の一層の正確性の向上、さらなる行政記録情報の活用など、中長期的な課題も含めて部会で活発な御審議をいただいたということでした。経済構造統計に対する高い期待が表れているものと認識しております。

次の部会において答申案の取りまとめの方向性について審議されるとのことですので、菅部会長をはじめサービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方、引き続き審議取りまとめのほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。これも、部会の審議状況についてです。

統計基準部会での日本標準産業分類の変更に関する審議状況につきまして、部会長の樋先生から御報告よろしくよろしくお願い申し上げます。

○**樋委員** 樋です。統計基準部会における日本標準産業分類の変更についての審議状況について、御説明をいたします。

資料3に詳細がありますが、かいつまんでお話をしたいというふうに思います。

本件は3月に統計委員会に諮問され、4月6日に第1回の部会を開催いたしました。部会では、諮問された変更内容と、次回改定に向けての課題の検討を行いました。

後ほど御説明いたしますように、審議内容が非常に多かったために時間が足りず、諮問内容のうちの一般原則の変更のうち分類の基準についての議論と、それから次回改定についての課題の具体的内容についての議論は、次回の部会に引き続き行うこととなっております。

資料3の2のところに、今回の改定内容についての議論があります。以下にありますように、今回の変更は、日本標準産業分類の一般原則という部分の変更と、それから分類項目の新設の2つの部分からなっております。一般原則の変更では、分類基準と、それから事業者の定義の部分の変更があります。

3の2の(1)の分類基準の部分については、部会でも意見が出て、3月の当委員会で分類の基準を変更していますが、分類体系には大きな変更がないという点の説明をもう少し明確にしてほしいという趣旨の御指摘がございました。このため、丁寧に検討したいと考えておりましたため、他の議事を一通り審議した後に十分時間を割いて議論することにしておりました。このため、先ほど申し上げましたように、時間がなくなりましたために、部会ではまだ突っ込んだ議論はしておりません。次回部会で引き続きこの問題について議論をしていくことにしたいと思っております。

2の(2)の事業所の定義等について幾つか議論が出ましたが、改定案はおおむね了承されました。この際に、諮問にはありませんが、一般原則に第5項というのがありまして、そこに分類の適用単位に関する記述があります。ここで、個人や企業への適用について書

いてありますが、その記述が非常に分かりにくいという御意見がございました。それから、部会後に追加で提出されました、設備等を有しない事業所の定義の文言について少し検討が必要ではないかという意見や分類の基準のなお書きのところで、そこに、分類の利用について統計調査という言葉が出てきまして、なお書きの部分が統計調査に限定しているように見えるという意見も含めまして、この部分について次回の部会で検討していく予定としております。

それから2の(3)の分類項目の新設についてです。これは、各新設項目について事務局から説明がありまして、それについて質疑を行いました。この項目の変更内容そのものについては特段の異議がなく、おおむね了承されております。

ただ、新設項目の名称に関しまして、一つはスーパーという用語が使われていますが、これは略称ではなくてコンビニエンスストアを、コンビニではなくてコンビニエンスストアと表記しているように、スーパーマーケットとすべきではないかという御指摘がございました。

それからもう一つ、ワンプライスショップというのが出てきますが、これも、1つは必ずしも単一価格ではないのではないかという御指摘と、それから、ワンプライスショップという言葉自体が日本語としてあまり定着しているとは考えられないので、片仮名ではなくて和名を検討すべきではないかという意見が出されまして、これについても対応を次回の部会で検討したいと考えております。

次に、3の次回改定に向けての課題についてですが、今回の改定案を検討してきた産業分類検討チームで結論が出なかった問題を中心に、事務局から、引き続き検討を要する項目として提案をされました。これらの課題については、おおむね了承されましたが、部会のメンバーから、これらに加えて、幾つか追加で検討すべき課題の提案がございました。これについては、詳しく議論をする時間がありませんでしたので、答申にどのように盛り込むかについて、次回の部会で検討してまいりたいと考えております。

私の個人的な考えですが、部会での意見、事務局から提案された課題の一部も含めて、これらの問題は、共通的な事項であります継続的な検討の必要性、国際基準との整合性の問題、それから分類項目の見直しという3点、各論についてはデジタル産業の取扱い、以上全部で4つに整理できるのではないかと考えております。継続的な検討の必要性については、異論はなかったと考えますけれども、時系列比較の確保という話と、経済社会の変化への対応の間にトレードオフがあるわけで、これをどう考えるかという論点がありまして、ここをもう少し議論する必要があると考えております。

それから、国際基準との整合性についても、この資料に部会で出た意見が書かれておりますが、これらの意見はそれぞれややニュアンスが異なるように思えまして、この辺の意見のすり合わせというのは、今後議論する必要があると考えております。

それから、分類項目の見直しについては、これは事務局から提案いただいた分類の項目の粒度が違うという指摘に加えて、新設項目の分類の基準の見直しとか、いろいろな意見が出ているわけですが、細分化のコストベネフィットを検討すべきというような御意見とか、項目の統廃合に社会的な重要性や制度とのバランスを考慮すべきというような

様々な論点が指摘されておりまして、答申にどのようなことを書き込むかについては、部会で、次回引き続き議論をしたいと考えております。

それから、デジタル産業につきましては、今後大きく伸長することが予想されるわけですので、これが重要であることは確かですが、産業分類でどう位置付けていくのかということについて、少し議論をする必要があると考えております。

次回の部会では、前回の検討できなかった論点について引き続き検討いたしまして、答申のまとめにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあればよろしくお願いたします。

○白塚委員 すいません。

○樫委員長 白塚先生、手が挙がりました。よろしくお願いたします。

○白塚委員 分類の国内の基準と国際基準の関係ですが、国内は国内の事情があるので、必ずしも国際基準を採用する必要はないという議論も当然あると思いますが、両者の関係がどうなっているのかというのは明らかにしておく必要はあるのかなと思うので、例えば国内基準ベースで作ったとしても、それをどうやって国際ベースに組み替えるかとか、そういうことというのは何か議論されているのでしょうか。

○樫委員長 いかがでしょうか。

○樫委員 国際基準と国内の基準とどういうふうに違うのかという点については、次回の部会で詳しく議論しようと考えておりますけども、もともと国内基準が国際基準と違うことについて、昔から議論があるようでありまして、それがどうしてこういう状態になっているのかとか、そういったところも含めて議論していきたいと考えております。

○白塚委員 すいません、ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。部会のかなり論点の1つだと承りました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。富田先生、よろしくお願いたします。

○富田委員 国際比較につきまして、今お話に出ましたように、もちろん国際基準に合わせていくということが基本大切ですが、これまで、日本の場合は多くの統計分野において時系列的に比較可能な統計を整備してきたこともありまして、無理に絶対その国際基準に合わせていけばいけないというものではないと考えます。むしろ、今、白塚先生がおっしゃったように、国際の基準と日本の基準の違いがどこにあって、その違いがどのように埋めることができるのかという説明ができれば、そのまま日本が従来から維持していた分類をそのまま維持してもよいのではないかと考えます。

以上です。

○樫委員長 富田先生、どうもありがとうございました。部会の審議の方でも参考にいただければと思います。よろしくお願いたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思ます。

第16回の統計基準部会において、分類項目の新設案というものに関してはおおむねの了承を得たという形になっておりますが、むしろ、次回改定に向けた課題というものについて、積極的な追加意見が出されたということです。部会としては、それも課題に加えるということで、これも非常に重要なことではないかと思えます。

それから、諮問の際に指摘されました一般原則の改定部分という部分、これについても、次回の部会でもかなり議論いただけるようです。今もありましたけど、かなりいろいろな積極的な意見を頂戴しているということについては、委員会からも非常に高く評価させていただければと思いますけれども、いずれにせよ、樫部会長をはじめとして、統計基準部会に所属の委員の皆様方、引き続き審議のほどよろしくお願い申し上げます。本日、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

今回、いわゆる令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関して建議をとということです。これは、新たな基本計画を閣議決定した直後なのですが、その取組を着実に進める観点からも、各府省内の予算要求の取りまとめ手続時期にしっかり反映できるよう、従前よりも1か月前倒しでリソース建議を取りまとめることとしてはどうかと考えます。

私の方で、この点、事務局と相談しまして、資料4を用意させていただきました。建議に盛り込む内容として、第IV期基本計画の具体化のためにリソースが必要となる事項のほか、各方面から新たに取組を求められている事項、深掘りが求められている事項でリソースが必要になるものについても盛り込むこととしてはどうかと考えたところです。

具体的には、基本計画の5つの視点に沿った取組の中で、特にリソースが必要となる事項の例。そして今申し上げましたように、各方面から新たに取組が求められている、あるいは深掘りを求められている事項でリソースが必要な事項の例、こういうものを掲載させていただきました。後者に関しては、特に私の方からは、近年議論が活発になっているウエルビーイング指標への対応と、それから規制改革会議でも議論されております調査票情報の利活用の利便性向上への対応につきまして、政府の方にリソース確保を要請してはどうかと考えて提案させていただいているところです。

このほかの点に関しまして、事務局で補足の説明があれば、よろしく願いいたします。

**○上田総務省統計品質管理推進室参事官** 事務局から補足の説明をさせていただきます。

この議論のための検討メモを樫委員長に御作成いただく際に、総務省の方で、特に基本計画、いずれもしっかりと進めていくという前提の下にですが、特に基本計画を推進していく上で、予算や定員の要求を現時点でしっかりと行いたいと考えている取組、それから、省内でのリソースの配慮、例えば想定されるのが優秀な人材をきちっと付けていただきたいとか、そういった取組などについて、各府省を取材させていただきまして、その取材で得た情報を樫委員長の方には御報告をさせていただいております。

その中身が、以下資料4の中で括弧書き、例えばQEの精度向上、SUT体系への移行、2025SNAの関与と策定後の導入対応など、我々の報告を十分加味させていただいて、樫委員長にはこの資料をまとめていただいているという状況です。

事務局からの補足説明は以上となります。

○**椿委員長** 補足説明どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、何か質問あるいはコメントなどあればよろしく願いいたします。

清原先生、手が挙がっています。清原先生、よろしく願いいたします。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。椿委員長、今回の検討メモをまとめていただきまして、ありがとうございます。

1点申し上げます。取りまとめの時期を早めるということについて、賛同いたします。統計委員会としては、集中的な議論がこれから必要になっていくということになると思いますけれども、6月に、いわゆる『骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）』が国でまとめられているとなっておりまして、そういう際に、やはり5月中に一定の方向性が出ることによって、『骨太の方針』、そして来年度に向けた概算要求などにも弾みが付くのではないかなと私も思いますので、時期を早めていただいたということがまず重要だと思います。

次に、テーマについてですが、どれも重要だと思いますけれども、「第Ⅳ期基本計画の具体化のためのリソースが必要となる事項」の例の4番目に、「国・地方の統計職員の確保・育成」、「技術を有する信頼性のある外部委託先の確保」と書いていただいたことは、自治体の首長経験者としては、やはり国の人材の確保はもちろん必要ですが、公的統計の信頼回復と質の向上のためには、やはり「地方の統計職員」と書いていただきましたが、自治体職員についても目を向けていただくとともに、民間の事業者が外部委託先として確保される環境づくりというのは極めて重要だと思います、この項目の位置付けに改めて感謝いたします。

次に、「デジタル技術や多様な情報源の活用等による効率的な統計作成」、「オンラインシステムの利便性向上」ということで、とりわけ「衛星データや行政記録情報」も含めていただきましたけれども、やはり社会全体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進んでおりますが、統計においても、よい方向でデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進めていく必要があると思いますし、EBPMを進める上でも、適切な行政記録情報の活用について、更に積極的に取り組むことが必要だと考えます。

最後に3点目ですが、私、実は「ウエルビーイング」についてはこういう経験を持っておりますので、ここで御報告したいと思います。

私は文部科学省の中央教育審議会の委員を務めておりまして、この3月8日に第11期最後の会議で、まさに次期教育振興基本計画について、文部科学大臣に答申を出しました。そのときの次期教育振興基本計画における方針の重要なポイントの1つは、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」ですが、2番目のコンセプトは、「日本社会に根差したウエルビーイングの向上」と位置付け、多様な個人それぞれの幸せや生きがいの実現に向けた教育だけではなくて、「幸福感、学校や地域でのつながり、そして利他性、共同性、自己肯定感、自己実現の要素などを含めた協調的な幸福と獲得的幸福のバランスの重視」というものを示して、日本発の「ウエルビーイング」をしっかりと発信していくことを明記したところです。その際に、「ウエルビーイング」について、次期教育振興基本計画部会でも検討したのが、日本のこどもたち、あるいは若者の、あるいは大人の「ウ

エルビーイング」を測定する調査というのがまだまだ不十分ではないかと指摘されました。OECD等と国際比較ができるということも重要であるけれども、併せて、日本として「ウエルビーイング」を発信していく上で、独自の研究調査の充実も必要であるということが確認されました。したがって、私は文部科学省での次期教育振興基本計画についての答申をまとめる上での経験を報告いたしましたけれども、各府省において、「ウエルビーイング」をキーワードに、例えば、『デジタル田園都市』の構想の重要なコンセプトに「ウエルビーイング」が位置付けられておりますし、4月1日に設立された「こども家庭庁」の設立の理念の中にも「ウエルビーイング」が位置付けられています。

したがって、是非この「ウエルビーイング」という深掘りを求められている事項でリソースが必要な点についてもしっかりと提案をしていければ望ましいのではないかなと思います。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

**○樫委員長** 清原先生、貴重な意見どうもありがとうございました。

ほか、先生方、何か御意見あれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

このリソースの建議につきましては、先ほど清原先生からいただいたような意見あるいは審議、それから、各府省のリソースの確保の動向というものを踏まえて、私と事務局で相談しながら、5月上旬を目途に建議案を作成して、メールにて、統計委員会委員の皆様方に確認と、むしろさらなる意見というものを求めたいと考えているところです。

その上で、5月下旬にメールでいただいた委員の皆様方の御意見を踏まえた建議案に沿って統計委員会で審議を行い、建議を決議したいと思います。

このように、委員の皆様方にも是非意見を頂戴したいと思いますので、このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、そのように進めていきたいと思えます。できるだけ統計関係のリソースというものの確保、予算の要求の優先順位などに資するような形で建議を出したいと思えますので、委員の先生方には、是非、5月上中旬を目途に案をメールで提示させていただきますので、それに対してのレスポンスよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

公的統計の整備に関する基本的な計画の閣議決定につきましてです。これも、総務省政策統括官室から御報告よろしく願いいたします。

**○上田総務省統計品質管理推進室参事官** それでは、公的統計整備に関する基本的な計画につきまして、報告させていただきます。

昨年夏以来、委員の先生方には、御熱心に基本計画につきまして御議論いただきまして、答申を頂戴した後、文章審査等の若干の文言の修正は行っておりますけれども、内容はそのままに、令和5年3月28日の閣議で閣議決定をさせていただきました。改めて、1つの決定ということでマイルストーンを乗り越えましたので、御礼を申し上げます。

その上で、閣議決定、世の中に御認識いただいたり各省に認識いただいたりすることが

非常に重要だと思っていますので、その後に、閣議決定の日に、総務大臣から各大臣に要請がなされておりますので、閣議の場での発言、御紹介させていただきます。

総務大臣からです。すいません、資料はございませんけども、口頭での報告となります。公的統計基本計画は統計法に基づき定めるもので、今回、令和5年度からの新たな計画について定めるものです。データドリブン経済の到来を見据えて、公的統計が総合的で品質の高いものとなるよう、不適切事案を踏まえた品質管理の徹底に加え、時代の変化に対応した有用な統計の整備、ビッグデータの活用、数値目標を掲げてのオンライン調査の推進など、デジタル技術も活用して一層の取組を進めていくこととしております。閣僚各位におかれましては、新たな公的統計基本計画の着実な推進に御協力をお願い申し上げます。

以上の内容を総務大臣が発言をさせていただいております。

それから、当日の閣議後の大臣発言でも、同様に、データドリブン経済の到来を見据えて公的統計が総合的で品質の高いものとなるよう、不適切事案を踏まえた品質管理の徹底に加え、時代の変化に対応した有用な統計の整備、ビッグデータの活用、数値目標を掲げてのオンライン調査の推進など、デジタル技術も活用して一層の取組を進めていくこととしておりますと御報告をいただいております。

それから、その後の3月31日に開催されました事務次官会議でも、総務事務次官より各省事務次官に、公的統計の整備に関する基本的な計画につきまして御報告をさせていただいております。総務次官からは、特に基本計画の中でも、データ人材、統計専門人材の確保・育成、それから外部専門家の活用と、人材関係のことが特に重要ということで、ここにトピックを絞って、各次官に報告要請をさせていただいているところです。特にデータ人材につきましては、統計データアナリストなど、本当に人材育成がとても重要なので、トップマネジメントとして、その育成確保、そういったものに御協力をお願いしたいといったこと。それから、総務省としても統計研究研修所を中心として統計作成支援センターを設けて相談を受け付けているので、そこにも更に外部アドバイザーも導入して相談体制を強化するので、そういったその機能を是非活用して統計の充実に努めてほしいといった要請を行っていただいております。

それから最後に、昨日4月27日に、各省の統計幹事が参集いたします統計行政推進会議を開催しております。その場で、当方の総務省の総括統計幹事の政策統括官から、特に基本計画を推進するに当たって、基本計画にも盛り込まれているPDCAサイクルの定着、それから品質を優先する組織文化の形成、それから品質の高い統計作成のための基盤整備として、デジタル化を進める上で、インサーベイ、それから汎用集計ツールなどを準備するのでしっかり使ってほしいといったこと。それから、中央統計機構による支援強化を行うので、相談センター、そういった支援機能も活用して品質を高めた統計にしっかり取り組んでほしいといった要請がなされているところです。

基本計画の関係の報告は以上となります。

○**樫委員長** 御報告ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

昨年の5月27日から議論を開始した基本計画が閣議決定されました。まず、改めて、10か月間の皆様方の審議に感謝申し上げます。

しかし、基本計画はあくまでP D C Aのプランに当たる部分、計画に当たる部分で、この計画をルールにしていく、実現していくということで、初めて価値があるものとなります。今回の基本計画の理念としてうたった総合的な品質の高い公的統計というものを、適時かつ確実に提供することが社会においても実感されるよう、各府省統計幹事の方々をはじめとして、行政機関の皆様には、たゆまぬ努力を続けていただくようにここに改めてお願い申し上げます。

統計委員会としても、しっかりとこの取組を後押しするようフォローアップする所存ですので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

私の方のコメントは以上です。よろしいでしょうか。

本日用意した議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしく願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会につきまして、調整中ですので、日時場所につきましては別途連絡いたします。

以上です。

**○樫委員長** それでは、以上をもちまして第192回統計委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

本日はありがとうございました。